

**南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内
「巨大地震警戒時の事前避難」の検討手引き**

**2020年 3月
愛知県防災安全局**

目次

はじめに	P-	2
------	----	---

■1 事前避難対象地域の検討について

(1) 津波及び堤防沈下等による浸水に対する事前避難対象地域	P-	3
①避難検討の位置づけ、基本的な考え方	P-	3
②避難検討対象地域	P-	5
③避難対象者の特性に応じた検討	P-	7
④津波到達時間の設定	P-	8
⑤避難可能範囲の算出	P-	9
⑥事前避難対象地域の設定	P-	11
(2)土砂災害に対する防災対応の考え方	P-	13
(3)住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方	P-	14

■2 事前避難時の避難所の確保等について

(1) 避難先の確保	P-	15
①避難所の受入れ人数の把握	P-	16
②避難所候補リストの作成	P-	16
③避難所の選定	P-	17
④避難所が不足する場合の対応	P-	17
⑤避難所への移動	P-	18
(2)避難所の運営	P-	18
(3)避難所となる学校等の対応について	P-	19

■3 その他

(1)南海トラフ地震臨時情報の理解促進について	P-	20
-------------------------	----	----

■ はじめに

- 2019年3月、国は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、地方公共団体や企業等がとるべき防災対応を事前に検討するため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を公表し、同年5月末から南海トラフ地震臨時情報の提供を開始した。
- 同ガイドラインでは、典型的な3ケースとして、①M8クラスの「半割れケース」、②M7クラスの「一部割れケース」、③「ゆっくりすべりケース」に区分し、地震発生時のリスクと日常生活や企業活動への影響のバランスを考慮し、より安全な防災行動を選択することとし、2020年度の本格運用に向け、関係29都府県に対し、市町村の体制検討を支援するよう求めている。
- 特に、本県にとって、「事前避難」を伴う①半割れケースは、南海トラフ・西側でM8以上の大規模地震が発生した場合で、南海トラフ全域沿岸に緊急地震速報と津波警報の発表により住民避難が実施され、西日本では揺れと津波により甚大な被害が発生し、東側・被災地域外の当県は、インフラやライフラインに大きな被害は生じないが、M9最大クラスの後発地震に備え、事前避難として1週間を基本に避難を継続する必要がある。
- 具体的には「巨大地震警戒」対応として、津波到達時間が短く、後発地震発生後の避難では間に合わない地域で、津波到達時間と、健常者と要配慮者の移動速度を考慮して、「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」を設定し、避難勧告や避難準備・高齢者等避難開始等を発令し住民避難を継続する。
- また、本県の木曾三川下流・西三河南部・東三河南部に広がる「海拔ゼロメートル地帯」では、液状化による堤防等の損壊・沈下をもたらす即時浸水により死者が生じる可能性もあるため、津波浸水想定区域だけでなく、堤防沈下等による即時浸水想定区域についても事前避難対象地域を設定し対応を講じていく必要がある。
- 本手引きは、以上を背景に、南海トラフ地震臨時情報発表時に県・関係市町村が連携・協力して一体的に防災対応を講じていくことができるよう、特に急務となっている「半割れケース・巨大地震警戒」時における、「事前避難対象地域の設定等防災対応」の在り方を、関係市町村が地域の実情に応じて検討する上で参考となる事項を示したものである。
- なお、突発的に大規模地震が発生する可能性もあることから、地震対策は従来どおり突発地震に備えて実施することが基本であり、南海トラフ地震臨時情報(以下「臨時情報」という。)を活用し被害軽減につなげていくことが重要である。

以下の記載では、 に本手引きで定めた対応方針を記載、 に、国ガイドラインの該当部を抜粋しているので、詳細は合わせて国ガイドラインを参照されたい。

■ 1 事前避難対象地域の検討について

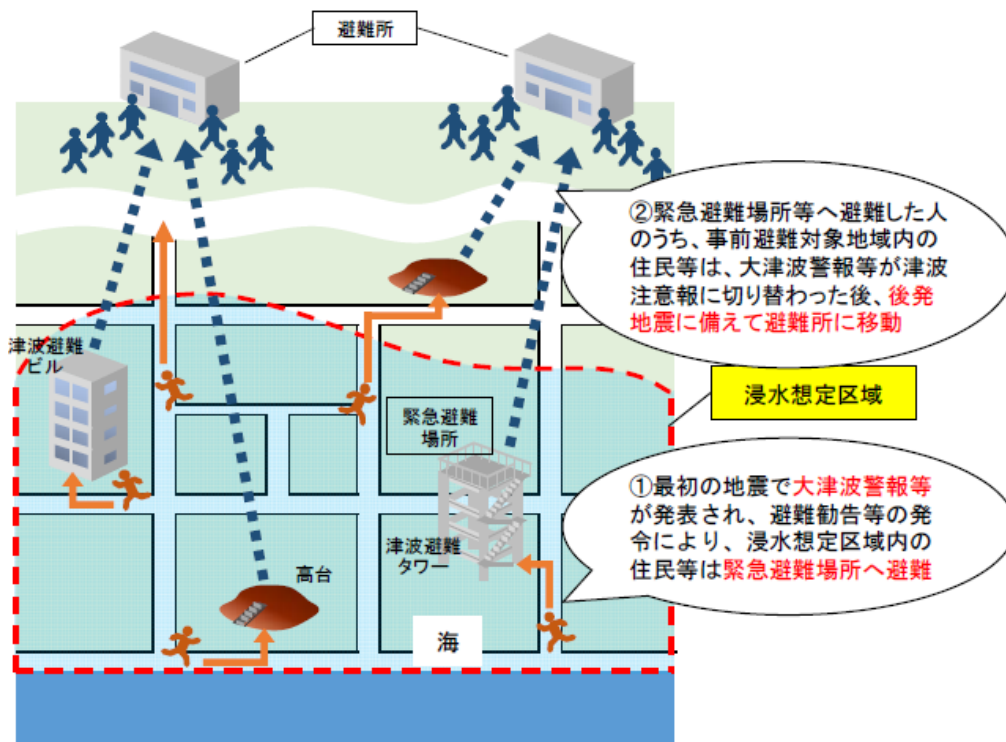
(1) 津波及び堤防沈下等による浸水に対する事前避難対象地域

① 避難検討の位置づけ、基本的な考え方

- 本手引きは、南海トラフの想定震源域内のプレート境界のうち、紀伊半島を境として西側で、半割れケース・M8.0 以上の地震が発生し、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報『巨大地震警戒』」が発表された場合に、東側で発生する最大クラス・M9 クラスの後発地震に備えて、避難継続が必要かどうかを検討するものである。
- 避難継続の必要性の判断は、後発地震が実際に発生してからの避難で間に合うか否かを検討することを基本とする。

<参考(ガイドライン P49~50)>

- 本節以降の内容は、「巨大地震警戒対応」において、M8.0 以上の地震発生直後に発表された大津波警報または津波警報が津波注意報に切り替わった後、避難継続が必要かどうかを検討するものである
- 避難継続の必要性の判断は、後発地震が実際に発生してからの避難で間に合うか否かを検討することを基本とする
- この検討にあたっては、津波防災地域づくりの計画策定等に際して、各地方公共団体が作成した津波浸水想定等を活用することを基本とする。



情報発表時の避難イメージ

●半割れケース M8 クラスのイメージと

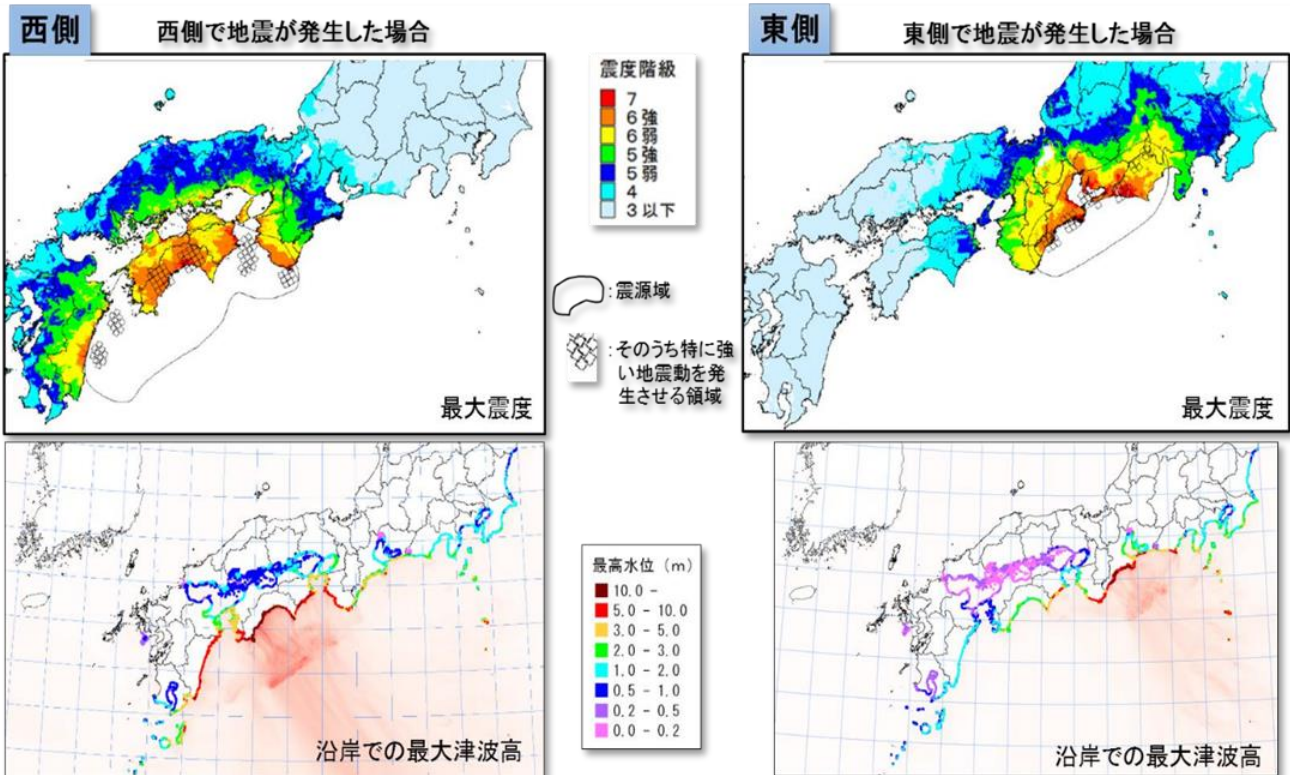
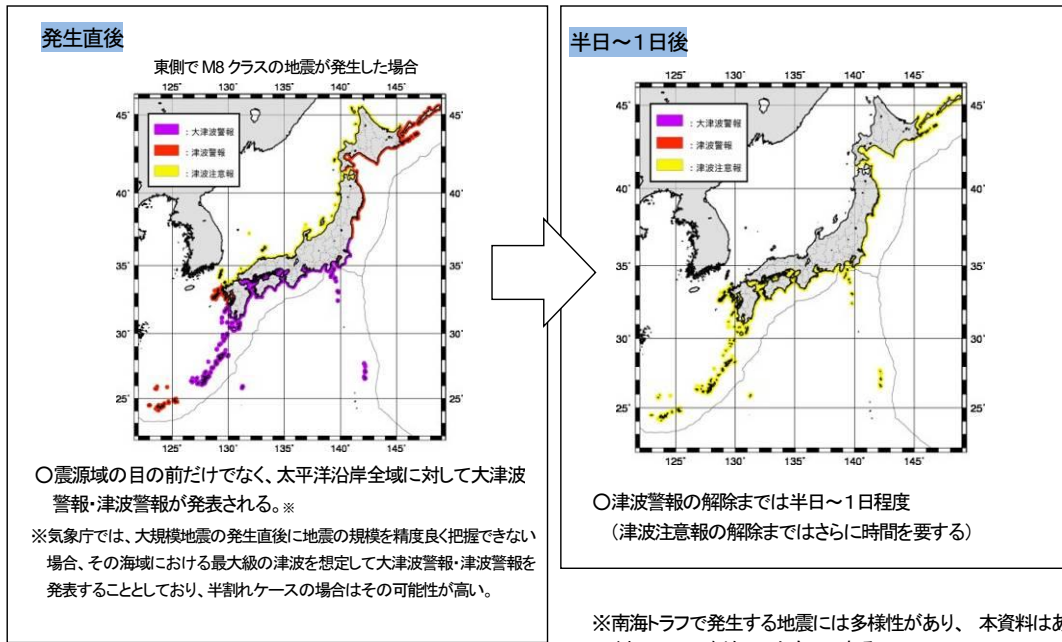
最大震度と最大津波高

<参考(ガイドライン P16~17)より抜粋>

“発生直後から半日~1日後の大津波警報”

“最大震度と最大津波高”

南海トラフで M8クラスの地震が起きたときの例
昭和南海地震、徳島県海部郡牟岐町
徳島地方気象台ホームページより



②避難検討対象地域

- ガイドラインでは、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の市町村のうち、**30cm**以上の浸水が地震発生から**30分**以内に生じる地域において、避難継続の可否を検討するとし、後発地震発生後の避難では間に合わない恐れがある地域においても、避難の検討を行うよう定めている。
- また、本県は、木曾三川下流域、西三河南部の矢作川河口域、東三河南部の豊川河口域には、我が国最大規模の海拔ゼロメートル地帯を有し、本県が**2014**年に公表した被害想定において、これらゼロメートル地帯の海岸や河川沿いで、液状化による堤防等の損壊・沈下により、津波到達前に即時浸水が発生し、津波による浸水と同様に死者が生じる危険性が指摘されている。
- 一方で、「津波による浸水想定区域」と「堤防沈下等による即時浸水想定区域」の危険性を定量的に評価する技術的知見は確立されていないこと、堤防直近の流入部、建物間の縮流や局所的な段差地形では津波同等の流勢となる危険性も否定できないこと等から、「堤防沈下等による即時浸水想定区域」は、「津波による浸水想定区域」と同等の危険性があるものとし、次の区域において事前避難の検討を行うことを基本とする。

<津波による浸水想定区域>

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域において、**30 cm**以上の浸水が地震発生から**30分**以内に生じる地域(沿岸津波の到達時間が**30分**以内の地域)

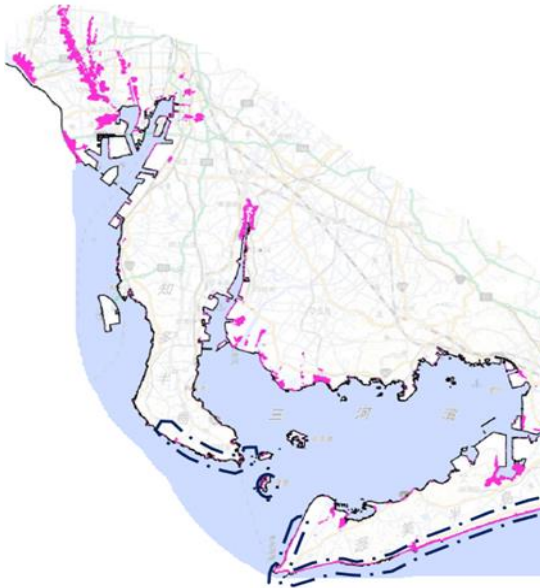
<堤防沈下等による即時浸水想定区域>

- 津波到達前に地震動に伴う堤防沈下等の影響により、**30 cm**以上の浸水が地震発生から**30分**以内に生じる地域

<参考(ガイドライン P51)>

- 津波に対する避難の検討は、**30cm**以上の浸水が地震発生から**30分**以内に生じる地域を基本としつつ、地域の状況に応じて、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域を対象とする
- その際、自治会組織や町丁目等の境界等を考慮しつつ、安全を見て上記区域よりも広めに設定することが望ましい。
- 南海トラフ特措法では、陸上において津波により**30cm**以上の浸水が地震発生から**30分**以内に生じる地域等の市町村を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」として指定している。
- 具体的な検討にあたっては、上記市町村のうち、都道府県等が公表している津波想定区域図等をもとに、**30cm**以上の浸水が地震発生から**30分**以内に生じる地域において、避難継続の可否を検討する必要がある。
- また、**30cm**以上の浸水が**30分**以内に到達する地域以外においても、津波避難タワー等の避難場所が整備途上である等、後発地震が発生してからの避難では間に合わないおそれがある地域においては、津波に対する避難を検討する必要がある。

<参考>地震発生から30分以内に30cm以上の浸水が発生する地域
(愛知県津波浸水想定による場合)



▲図-1 地震発生から30分以内に30cm以上の浸水が発生する地域
(愛知県津波浸水想定を用いた場合)

堤防沈下等による即時浸水想定区域※1

津波による浸水想定区域※2

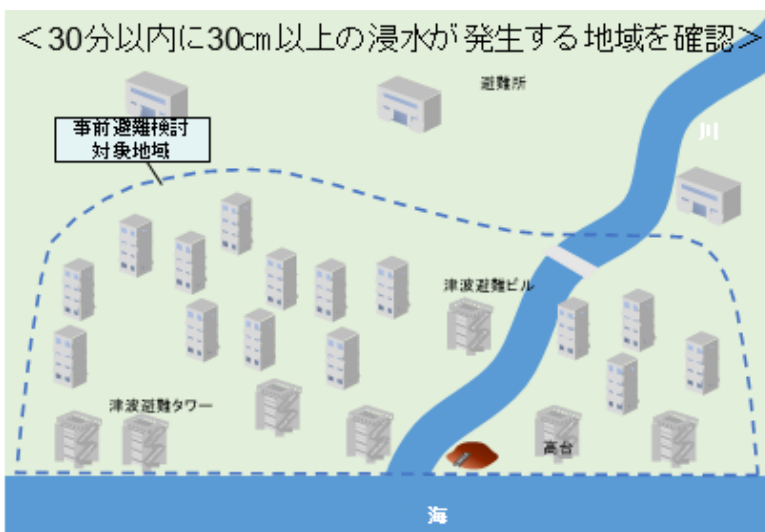
※1 堤防沈下等による即時浸水想定区域でも後に津波による浸水が発生する地域がある。

※2 沿岸への津波到達時間が30分以内の地域

	市町村	面積(km2)	面積比率	津波による浸水区域	堤防沈下等即時浸水区域	ゼロメートル地帯
尾張海部	名古屋市	2.24	0.7%		○	○
	津島市	1.41	5.6%		○	○
	愛西市	1.43	2.1%		○	○
	弥富市	2.51	5.1%		○	○
	あま市	0.12	0.4%		○	○
	蟹江町	1.18	10.6%		○	○
	飛鳥村	1.93	8.6%		○	○
小計	10.82					
知多	半田市	0.01	0.0%		○	
	常滑市	0.01	0.0%		○	
	東海市	0.06	0.1%		○	
	知多市	0.01	0.0%		○	
	東浦町	0.66	2.1%		○	
	南知多町	0.04	0.1%	○		
	美浜町	0.00	0.0%		○	
	武豊町	0.00	0.0%		○	
小計	0.79					
西三河	西尾市	1.09	0.7%		○	○
	碧南市	0.51	1.4%		○	○
	刈谷市	0.38	0.8%		○	
	安城市	0.00	0.0%		○	
	高浜市	0.12	0.9%		○	
小計	2.10					
東三河	豊橋市	1.98	0.8%	○	○	○
	田原市	3.12	1.6%	○		
	豊川市	0.08	0.0%		○	
	蒲郡市	0.01	0.0%		○	
小計	5.19					
合計	18.90	0.37%※		3	22	10

※県土全体に対する割合

▲表-1 地震発生から30分以内に30cm以上の浸水が発生する地域内訳
(愛知県津波浸水想定を用いた場合。地震発生後30分以内に30cm以上の浸水が発生するメッシュが1メッシュ(10m×10m)以上ある市町村を表示している。)



▲図-2 事前避難対象地域設定までのイメージ①(ガイドライン改変)

愛知県津波浸水想定等を活用し、地震発生後30分以内に30cm以上の浸水が発生する地域(避難検討対象地域)を確認。

③避難対象者の特性に応じた検討

- 津波に対する避難は、避難者の移動速度等の特性を考慮して「健常者」、「要配慮者」別に検討することを基本とする
- 移動速度は、防災対応上、安全側の値を採用するものとし、“夜間”、“液状化の影響”を考慮し、「健常者:1.38km/h(≒0.38m/s)」、「要配慮者:0.69km/h(≒0.19m/s)」を基本とする。

<参考(ガイドライン P52)>

- 津波に対する避難は、避難者の移動速度等の特性を考慮して「健常者」、「要配慮者」別に検討することを基本とする
 - ・ 健常者と高齢者等の要配慮者では、避難の移動速度等が異なることから避難に要する時間が変わるため、それぞれ検討することを基本とする。
 - ・ なお、健常者と要配慮者の別と併せて、避難する時間帯について、避難に要する時間が長くなる夜間を想定した安全側の検討や、昼間の避難と夜間の避難をそれぞれで検討するなど、必要に応じて地域で適切に検討する。
 - ・ その際、移動速度の設定方法等津波避難に関してすでに検討しているものがあれば、それを参考とするなど、地域の実情に応じて適切に検討するものとする。

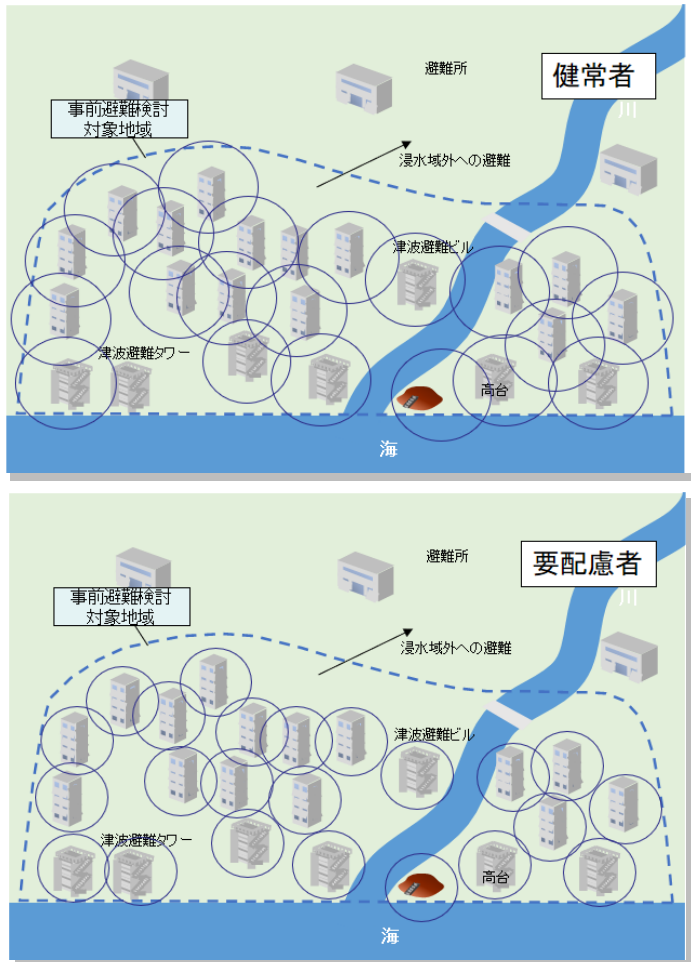
<参考 愛知県市町村津波避難計画策定指針※>

		液状化の影響を考慮しない場合	液状化の影響を考慮する場合
夜間	健常者	2.12km/h(≒0.59m/s)	1.38km/h(≒0.38m/s)
	要配慮者	1.06km/h(≒0.29m/s)	0.69km/h(≒0.19m/s)
昼間	健常者	2.65km/h(≒0.74m/s)	1.72km/h(≒0.48m/s)
	要配慮者	1.33km/h(≒0.37m/s)	0.86km/h(≒0.24m/s)

▲表-2 健常者、要配慮者の移動速度

※愛知県市町村津波避難計画策定指針における移動速度について

- ・ 健常者の昼間の移動速度は、東日本大震災の実績値に根ざした「南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要」の値を採用している。また、夜間は昼間速度の 8 割とし、要配慮者(高齢者)の移動速度については、健常者の半分程度に低減させている。
- ・ さらに、液状化による構造物への影響により、健常者であっても移動速度が低減することを考慮し、液状化の危険度の高い地域においては、速度低減率 0.65 を乗じている。
(今回の検討では、愛知県市町村津波避難計画策定指針における「高齢者」の移動速度を「要配慮者」の移動速度として使用している。)



避難検討対象地域において、津波避難施設ごとに健常者、要配慮者別の移動速度を用いて、避難が可能な範囲を算出。

▲図-3 事前避難対象地域設定までのイメージ②(ガイドライン改変)

④津波(浸水)到達時間の設定

- 津波到達時間(堤防沈下等による即時浸水を含む)は、愛知県津波浸水想定(2014年11月)を基本としつつ、地域の実情に応じて、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(2014年3月)及びその他市町村で実施した想定・調査などを活用し設定する。

<参考(ガイドライン P52)>

- 津波到達時間は、地方公共団体等が想定する最大クラスの地震で発生する津波を対象にしたシミュレーション等を参考に、地域の状況に応じて、適切に設定するものとする。
- 今回の防災対応を検討する後発地震の規模は、最大クラス(M9クラス)とし、津波到達時間は、既存のシミュレーション等を参考にした検討結果を活用する。
- 津波到達時間は、地方公共団体毎に、地域の特性に応じて、浸水深や到達地点を適切に設定するものとする。

⑤避難可能範囲の算出

- 愛知県市町村津波避難計画策定指針または市町村で既に検討している結果等を参考として、津波(浸水)到達時間、移動速度(健常者、要配慮者別)、避難開始時間、実測の避難距離と直線避難の違いなどの諸条件を地域の実情に応じて適切に定める。
- 避難可能範囲は、浸水到達時間から避難開始時間を控除した「避難時間」内に移動可能な距離とし、避難時間に歩行速度を乗じ、実測の避難距離と直線距離の違いを考慮した半径の円内として、検討対象地域から控除することができる。

<補足>

- ・ 避難可能範囲は、既存及び近く整備予定の津波避難施設(津波避難ビル、タワー、高台等)やその他避難に使用することのできる施設において、移動速度・避難距離・避難に要する時間等を考慮し算定するものとし、移動速度・避難距離・避難に要する時間等は、愛知県市町村津波避難計画策定指針などを参考に、地域の実情に合わせて検討するものとする。
- ・ 避難開始に要する時間として10分を見込むので、30cmの津波(浸水)到達時間が0分～10分の地域は住民事前避難対象地域とすることを基本とする。
- ・ 30cmの津波(浸水)到達時間が10分～20分の地域については、避難時間が十分に取れない場合も想定されるため、その地域の詳細な津波(浸水)到達時間が判別でき、安全な避難が実施できる場合を除き、住民事前避難対象地域とすることを基本とする。
- ・ 30cmの津波(浸水)到達時間が20分～30分の地域については、避難可能範囲を算出し、検討対象地域から控除できる。但し、その地域内の詳細な津波(浸水)到達時間が判別できない場合は、津波(浸水)到達時間を20分として、避難範囲を算出することを基本とする。

<基本となる諸条件(地域の実情に応じて変更)一部再掲>

「津波(浸水)到達時間」

- ・ 詳細な津波(浸水)到達時間が判別できる場合を除き、地震発生後0～10分後、10～20分後、20～30分後の別に検討する。

「移動速度」

- ・ 夜間、液状化の影響を考慮する場合を基本とし、「健常者:1.38km/h(≒0.38m/s)」、「要配慮者:0.69km/h(≒0.19m/s)」とする。

		液状化の影響を考慮しない場合	液状化の影響を考慮する場合
夜間	健常者	2.12km/h(≒0.59m/s)	1.38km/h(≒0.38m/s)
	要配慮者	1.06km/h(≒0.29m/s)	0.69km/h(≒0.19m/s)
昼間	健常者	2.65km/h(≒0.74m/s)	1.72km/h(≒0.48m/s)
	要配慮者	1.33km/h(≒0.37m/s)	0.86km/h(≒0.24m/s)

「避難開始時間」

- ・ 地震発生後10分

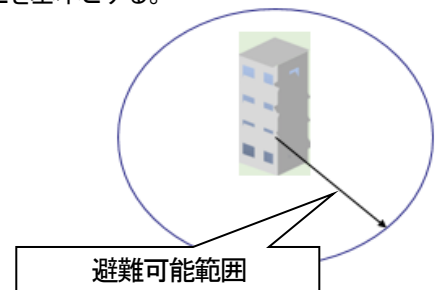
「実測の避難距離と直線距離の違い」

- ・ 実測の避難距離は直線距離の1.5倍

▼表-3 避難可能範囲の算出例

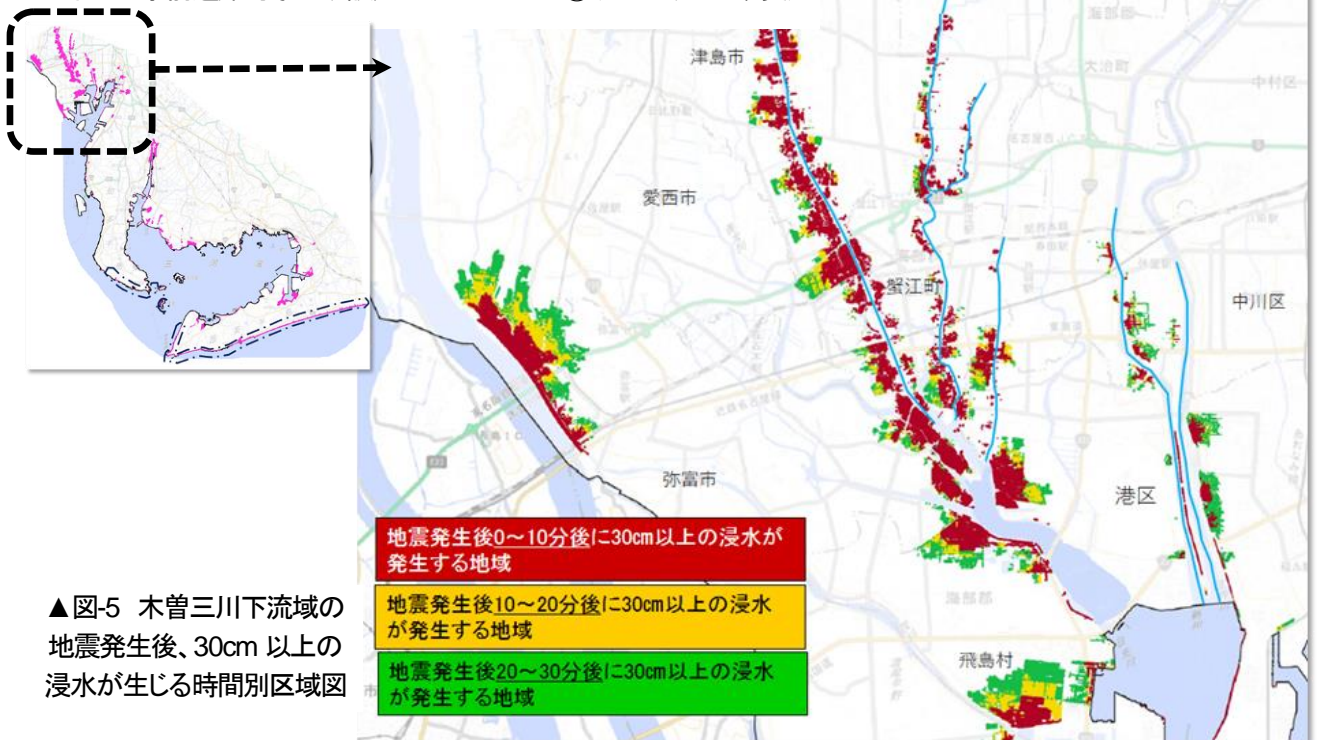
検討地域		○市×地区	○市△地区	○市□地区
津波(浸水)到達時間		0～10分	10～20分	20～30分
移動速度		健常者0.38m/s、要配慮者0.19m/sとする		
避難開始時間		地震発生後10分後とする		
実測距離と直線距離の違い		実測距離は直線距離の1.5倍とする		
避難可能範囲		移動速度×(津波到達時間-避難開始時間)/1.5		
避難可能範囲	健常者	0m	0m～152m	152m～304m
	要配慮者	0m	0m～76m	76m～152m
事前避難対象地域		全域で設定	全域で設定	避難可能範囲を除く一部で設定

津波(浸水)到達時間が0分～20分の地域については、避難時間が十分に取れない場合も想定されるので、安全側を考慮し事前避難対象地域とすることを基本とする。



事前避難検討対象地域から健康者、要配慮者ごとの避難可能範囲を除外しきれない部分を特定する。

▲図-4 事前避難対象地域設定までのイメージ③(ガイドライン改変)



▲図-5 木曾三川下流域の地震発生後、30cm以上の浸水が生じる時間別区域図

⑥事前避難対象地域の設定

<住民事前避難対象地域>

- ②の津波及び堤防沈下等による即時浸水が想定される避難検討対象地域から、健常者の避難可能範囲を除いた地域を住民事前避難対象地域とし、避難勧告等を発令し避難を継続する。

<高齢者等事前避難対象地域>

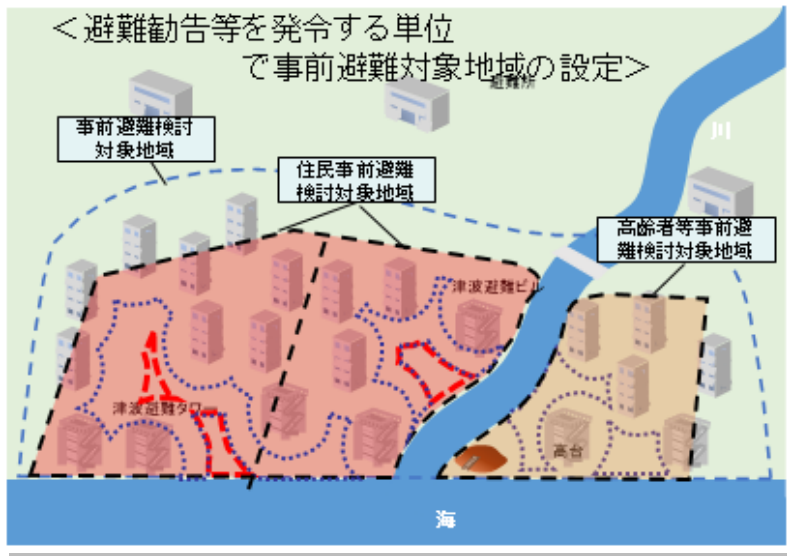
- ②の津波及び堤防沈下等による即時浸水が想定される避難検討対象地域から、要配慮者の避難可能範囲及び住民事前避難対象地域を除いた地域を高齢者等事前避難対象地域とし、避難準備・高齢者等避難開始を発令し避難を継続する。

<補足>

- 突発地震など、必ずしも臨時情報が発表されとは限らないので、津波浸水想定区域の住民は、事前避難対象地域に該当しなくても、直ちに避難を開始できる準備が必要である。
- 立ち退き避難を行うより、屋内安全確保(垂直避難)を行う方が効果的な場合には、建物の耐震性、耐浪性などを考慮し、選択肢として検討することが望ましい。
- ただし、屋内安全確保(垂直避難)を行う場合は、後発地震発生後に速やかな避難が行えるよう事前の備えが必要であることについて留意すること。
- 愛知県市町村津波避難計画策定指針などに基づく避難困難地域は、原則として事前避難対象地域に含めること。
- 各種の想定後に整備された海岸保全施設等のハード対策についての効果は、市町村の判断により整備効果を加味して検討する場合もあり得るが、整備の効果が必ずしも十分に発揮されとは限らないことについて、住民等の理解を得ておくことが必要である。

<参考(ガイドライン P54,55)>

- 津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域を事前避難対象地域とする。
- 事前避難対象地域に対しては、最初の地震に伴う大津波警報または津波警報切り替え後、避難勧告等を発令し、住民避難を継続する。
 - 実際に避難勧告等を発令する単位(町丁目ごとや学区ごと等)を基本として、その発令単位の中で、津波による被害が想定される「津波浸水想定区域」から健常者の「避難可能範囲」を除いた地域が少しでも含まれている単位全体を「住民事前避難対象地域」とする。
 - 「津波浸水想定区域」から要配慮者の「避難可能範囲」及び住民事前避難対象地域を除いた地域のみが少しでも含まれている単位全体を「高齢者等事前避難対象地域」とする。



避難可能範囲を除いた地域を含む単位(避難勧告等を発令する単位)※に対し、住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域を設定する。

※地域の実情に応じて、避難勧告等を発令する単位を適切に細分化する。

▲図-6 事前避難対象地域設定までのイメージ④(ガイドライン改変)

(2) 土砂災害に対する防災対応の考え方

- 本県では、土砂災害の危険性がある箇所について、「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」を指定しており、危険の周知、警戒避難体制の整備などが行われているが、これらの箇所については、現在の知見では、人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難で、避難等の対応が必要な箇所は特定できない。
- これらを踏まえ、ガイドラインに準じ、以下のとおりとすることを基本とする。

- 地震に伴う土砂災害は、発生危険性の高い箇所の特定が困難である。
- 地震に伴う土砂災害の不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。

<参考(ガイドライン P56)>

- 地震に伴う土砂災害は、発生危険性の高い箇所の特定が困難である
- 地震に伴う土砂災害の不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。
 - 地震に伴う土砂災害については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という)に定める土砂災害警戒区域で想定していない緩い斜面等でも発生しており、地震による土砂災害発生の危険性が高い箇所をあらかじめ特定することが困難であることに加えて、移動した土砂により被害がおよぶ範囲の推定が困難など、土砂災害発生のメカニズムが十分解明されていないため、現時点では人的被害発生リスクが高い地域を絞り込むのが困難である。
 - 現在の知見では、人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難で、避難等の対応が必要な箇所は特定できないものの、一方で、土砂災害が生じた場合は身体や生命に著しい被害を及ぼす恐れがあるため、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。

(3) 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方

- 本県では、第3次あいち地震対策アクションプランに基づき、住宅の耐震化や家具固定、感震ブレーカーの設置等の推進を行っている。
- 住宅の倒壊、地震火災については、平常時からの対策の推進や呼びかけが重要である。これらを踏まえ、次のとおりとすることを基本とする。

- 住宅については、倒壊を防止するため耐震化や家具固定の推進を引き続き行う。
- 臨時情報発表時に一律の避難を求めることは基本としないが、耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討することが必要である。
- 地震火災については、感震ブレーカーの設置等の事前対策を引き続き行う。
- 臨時情報発表時には器具の使用を控えるなど、火災の発生を防止する呼びかけなどを行う。

<参考(ガイドライン P59)>

- 住宅については、倒壊を防止するため耐震化を推進することが重要である。
- 耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討することが必要である。
- 地震火災については、器具の使用控え等によって火災の発生を防止する。
 - 住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、市町村は住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進することが重要である。
 - 現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民は、知人宅や親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要がある。
 - また、住民等は、普段利用している施設について、地震に対する安全性を把握するよう努め、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時には、できるだけ安全な行動を選択する必要がある。
 - 地震火災については、普段から感震ブレーカーの設置等の事前対策を進めるとともに、最初の地震が発生した際は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えること等によって、火災の発生を防止するよう、市町村は住民に呼びかける。
 - これを踏まえて、住宅の倒壊、地震火災に対しては、行政として、一律の避難を求めることを基本としない。

■ 2 事前避難時の避難所の確保等について

- ガイドラインでは、事前避難の際は知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、それが難しい住民には市町村が避難所の確保を行うとしている。
- また、避難所は1週間を基本とした避難生活が可能な箇所を選定することとしており、津波避難が必要な地域の人口や自主避難する住民等の人数を推計し、避難方法についての住民の意向も参考に検討することとしている。
- それらを踏まえ、次の考え方を基本として事前避難時の避難所の確保等について検討を行うこととする。

(1) 避難先の確保

- 避難勧告等の発令に伴う避難者数等を把握し、市町村が後発地震に備えた避難所を確保する。
- 避難所は、1週間を基本とした避難生活が可能な箇所を選定する。
- 避難を呼びかけることとした対象者以外の住民の避難も想定されることから、市町村はできるだけ多くの避難所を確保しておくことが重要である。また、指定避難所のみならず、その他の避難所についても利用できる可能性がある避難所については予備的に確保することが望ましい。

<参考(ガイドライン P60)>

- 避難勧告等の発令に伴う避難者数等を把握し、市町村が後発地震に備えた避難所を確保する。
- 避難所は、1週間を基本とした避難生活が可能な箇所を選定する。
 - 一般的な水害等の災害事象に対しては、災害の発生要因となる現象の予測が一定程度可能であり、避難の開始から解除までの期間が比較的短期間である。
 - 一方、現象が観測された際に最も警戒する期間は第2章第3節に記載のとおり、1週間と定めている。
 - このため、避難所の選定においては、1週間(「巨大地震警戒対応」における避難期間)程度の避難生活が可能な施設を指す。
 - 市町村は避難勧告等の発令に伴う避難者数等を推計し、このうち、知人宅等への避難が困難な住民に対して、後発地震に備えた避難所を確保する。

① 避難所の受入れ人数の把握

- 知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市町村が避難所の確保を行う
- 避難所で受入れが必要な人数は、津波避難が必要な地域の人口や自主避難する住民等の人数を推計し、避難方法についての住民の意向も参考に検討する
- 宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとし、必要に応じて、帰宅の困難な見込み人数を加える。

<参考(ガイドライン P61)>

- 知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市町村が避難所の確保を行う。
- 避難所で受入れが必要な人数は、津波避難が必要な地域の人口や自主避難する住民等の人数を推計し、避難方法についての住民の意向も参考に検討する。
- 宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとし、必要に応じて、帰宅の困難な見込み人数を加える。
 - ・ 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市町村が避難所の確保を行う必要があることから、市町村はあらかじめ避難者数を想定しておく。

② 避難所候補リストの作成

- 市町村は推計値や地域の状況を考慮し、事前避難先として開設する予定の避難所を予め検討する。
- 既存の指定避難所等を参考に、要配慮者の受入れ可否等、事前避難所の候補リストを作成する。

<参考(ガイドライン P62)>

- 既存の指定避難所を参考に、要配慮者の受入れ可否等、避難所の候補リストを作成する。
 - ・ 避難所は、地方公共団体が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている津波災害時の指定避難所を参考に検討する。
 - ・ この際、後発地震の発生に伴う津波や土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用する。
 - ・ 各避難所の収容人数については、1 週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。

③ 避難所の選定

- 市町村は受入れが必要な人数に基づき、避難所リストから実際に利用する施設を選定する。

<参考(ガイドライン P63)>

- 受入れが必要な人数に基づき、避難所リストから実際に利用する施設を選定する。
 - 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。
 - その際、いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要がある。

④ 避難所が不足する場合の対応

- 避難所が不足する場合は、避難所として利用できる施設の検討とともに、さらに住民に対して知人宅や親類宅等への避難を促す等の処置を行う。
- 真に避難が必要な住民を優先するために、日頃の防災対策を再確認するなどの自宅で警戒レベルを上げる対策についても理解してもらうことが重要である。また、要配慮者については、特に避難に遅れが生じやすい避難行動要支援者及びその支援者について優先的に検討すること。
- 確保できる避難所の収容人数以上の避難者が想定される場合には、市町村内の旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用や他市町村への広域の避難について検討する。

<参考(ガイドライン P63)>

- 避難所が不足する場合は、避難所として利用できる施設の検討とともに、さらに住民に対して知人宅や親類宅等への避難を促す等の処置を行う。
 - これまでの検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市町村内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行う。これら避難先の確保は、突発地震への備えの強化にも資する。
 - また、住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者数を精査した上で、避難計画を検討する。
 - あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。

⑤避難所への移動

- 大津波警報または津波警報が津波注意報に切り替わった時点以降、避難場所から避難所への移動を開始することを基本とする。
- 避難所への移動手段は徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討する。
- ただし、交通安全、避難所における駐車スペースの確保、後発地震に対する支援車両の通行などの検討を行った上で、自動車使用も可能とする。
- 公共交通機関が利用できない場合もあり得るため、自身で移動することが難しい住民の避難方法について、事前に検討しておくことが望ましい。

<参考(ガイドライン P64)>

- 大津波警報または津波警報が津波注意報に切り替わった時点以降、避難場所から避難所への移動を開始することを基本とする。
- 避難所への移動手段は徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討する。

(2) 避難所の運営

- 避難所の運営については、ガイドラインに基づき避難者自らが行うことを基本とする。
- 特に被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解してもらうことが重要である。
- 開設にあたっては、自動車での避難者も想定し、駐車スペースの確保を行うことが望ましい。
- 閉鎖にあたっては、開設後 1 週間後を基本とするが、後発地震が心配で避難を続けたいと希望する住民も想定されることから、避難所の閉鎖、統合について予め検討しておくことが望ましい。
- 事前避難が行われている状況で、後発地震が発生した場合についての避難所の運営について、事前に検討し、運営に関するマニュアル等で事前に定めておくことが望ましい。

<参考(ガイドライン P65)>

- 避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する。
- 被災後の避難ではないため、必要最低限のものを各自で準備することを基本とする。

(3) 避難所となる学校等の対応について

- 本県では、避難者の想定収容人数の約8割が学校、公民館等における指定避難所である。そのため事前避難を検討するにあたっては、臨時情報「巨大地震警戒」が発表された際の当該施設における基本的な対応を予め検討しておく必要がある。
- 事前避難先となる学校等の基本的な対応は、当面の間、次のとおりとすることを基本とするが、国の所管省庁による統一的な方針等が出された場合などは、それらとの整合性を取ることとする。

- 校区内に市町村が設定した事前避難対象地域がある学校等は、臨時情報(巨大地震警戒)発表から1週間の休校を基本に検討する。
- 市町村において、事前避難先として想定している学校、公民館等については、事前避難者の受入れに備えるため、臨時情報(巨大地震警戒)発表から1週間の休校・休業を基本に検討する。
- 校区内に事前避難対象地域がなく、かつ、事前避難先でない学校については、臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合の対応を事前に検討しておく。
- 休校とする場合は、家庭で子供が孤立することがないように、学童保育等、一時的に子供を預かる仕組みを設けるなどの配慮を行うことも必要となる。

<参考(ガイドライン P103)>

学校、社会福祉施設を管理・運営する者

【個別の留意事項】

- 事前避難対象地域に位置する学校は、避難勧告等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとる。

■ 3 その他

(1) 南海トラフ地震臨時情報の理解促進について

- 臨時情報に関する住民の理解促進について、次の点に留意する。

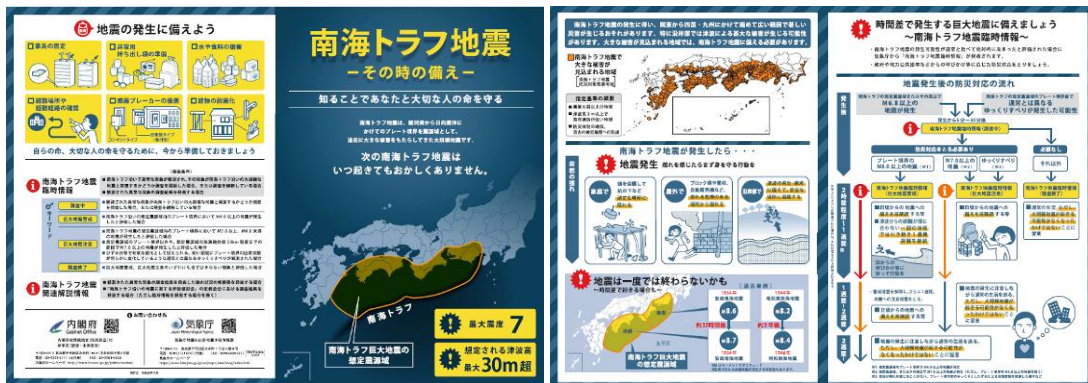
- 臨時情報は南海トラフ地震発生前に必ずしも発表されるわけではなく、臨時情報が発表されることなく、南海トラフ地震が発生する場合もある。
- 従前から実施している突発地震の備えを最重要事項とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で臨時情報を活用する。
- 社会全体が臨時情報を混乱なく防災対応に活用するためには、住民1人1人が事前に情報の意味を正しく理解しておく必要がある。
- 平常時から県、市町村は各種防災訓練、防災教育の場において、臨時情報の内容や、情報が発表された場合取るべき対応について広報に努め、住民が情報を正しく理解し、次の防災行動につなげることが重要である。

<参考(ガイドライン P69)>

- 防災対応を実施する際、社会的な混乱が発生しないよう、地方公共団体はあらゆる機会を捉えて、情報が発表された際取るべき対応を住民に周知することが重要である。
 - 大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないようにする必要がある。
 - このため、地方公共団体は、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにすることが重要である。

<参考(内閣府・気象庁リーフレット)>

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/nteq/index.html>



【連絡・問合せ先】

愛知県 防災安全局防災部防災危機管理課 政策・企画グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

TEL : 052-954-6191 ダイヤルイン

FAX : 052-954-6911

E-Mail : bosai@pref.aichi.lg.jp